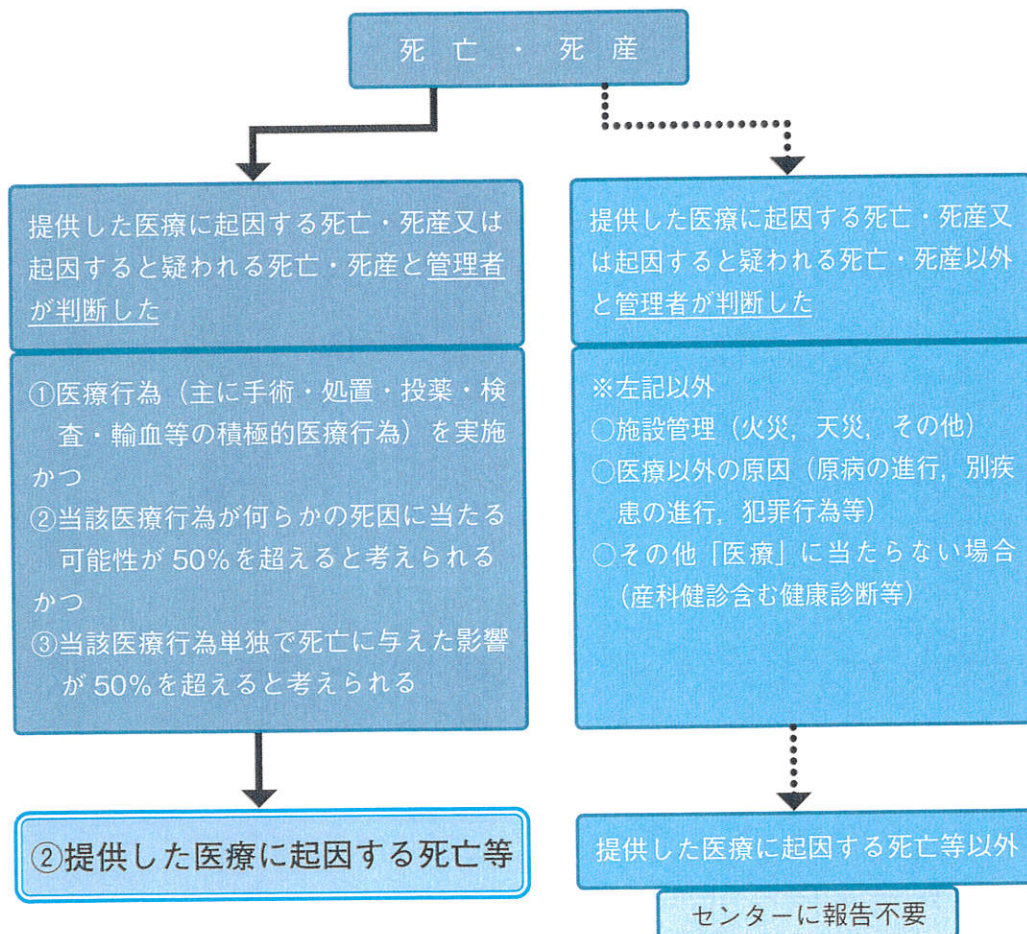


【このページを救急室・病棟などの目立つところに掲示してください】

「医療に起因する死亡」要件

※詳細は10～13頁



【備考】

- * ①予期しなかった死亡要件, ②医療起因性要件の該当性は, いずれも「管理者が判断」します（法第6条の10第1項, 規則第1条の10の2第1項柱書）。
- * 疾患や医療機関における医療提供体制の特性・専門性によって該当性が異なります。
- * 医師法21条に基づく届出は, 死体の外表に異状がある場合のみ行います（「死体を外表検査したところ異状を認めなかった」とカルテ・診療録に明記してください）。
- * 死亡を知ってから医療事故調査・支援センター（以下, 「センター」といいます。）への報告（発生報告）は, 「遅滞なく」です。1カ月以内が目安です。必要な情報収集と管理者の判断が済んだ時点で報告を行ってください。
- * 過誤・過失の有無は, 報告の判断とは無関係です。
- * 遺族の要望も, 報告の判断とは無関係です。
- * 医師法21条とは異なり, センターへの報告義務に罰則はありません。